

2 「人権教育推進プラン」の改定に当たって

人権とは、「人が生まれながらにもっている必要不可欠な様々な権利」です。

人類は、20世紀の前半に二度の世界大戦を引き起こし、多くの命と暮らしを失いました。そして、この経験から、永遠の平和を実現するためには、世界中すべての人の人権が尊重されなくてはならないという貴重な教訓を得ました。

1948年、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が国連総会において採択されました。以後、この理念を具体的に実現するため、人権に関する様々な国際条約や宣言が採択・決議されました。

日本においては、昭和21(1946)年、基本的人権の尊重を柱の一つとする「日本国憲法」が公布されました。その翌年には「教育基本法」が公布・施行され、憲法が示す理想を教育の力により実現することが示されました。以後、人権の確立に向けた様々な取組が進められる中、平成12(2000)年には「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が施行されました。

本県においては、平成9(1997)年、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が施行されました。また、県教委では、それまでの同和教育の成果を生かしつつ、人権教育を具体的に推進するため、平成13(2001)年、「人権教育推進プラン(学校教育編)」を、平成14(2002)年には「人権教育推進プラン(社会教育編)」を策定し、さらに、平成20(2008)年、「人権教育の推進についての基本方針」を策定しました。以後、本県においては「基本方針」に則り、「推進プラン」に沿った様々な取組が地道に進められています。

今日、人権に関する課題は多様化・複雑化し、これに対応できる資質や能力を身に付けた人材の育成が急務となっています。さらには、差別を解消し、人権の確立を目指す法整備が進められる中、国及び地方公共団体による教育の取組は一層強く求められています。

このような社会状況を踏まえ、これまでの取組の成果を継承・発展させるため、県教委では、平成30(2018)年度、「人権教育推進プラン」の改定を行いました。

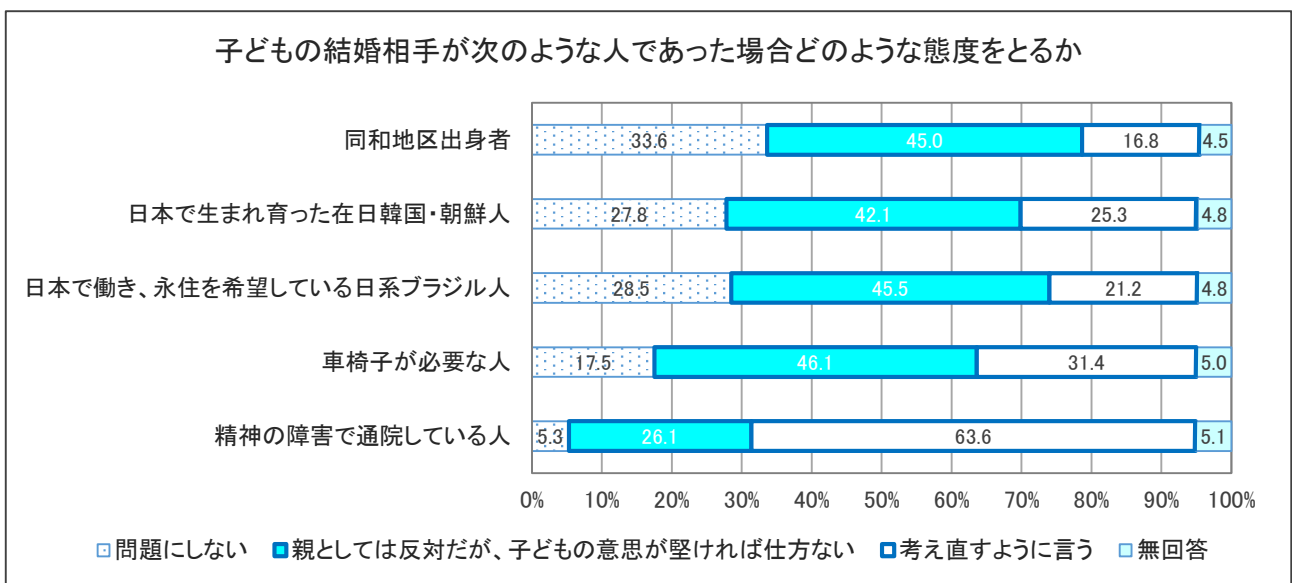
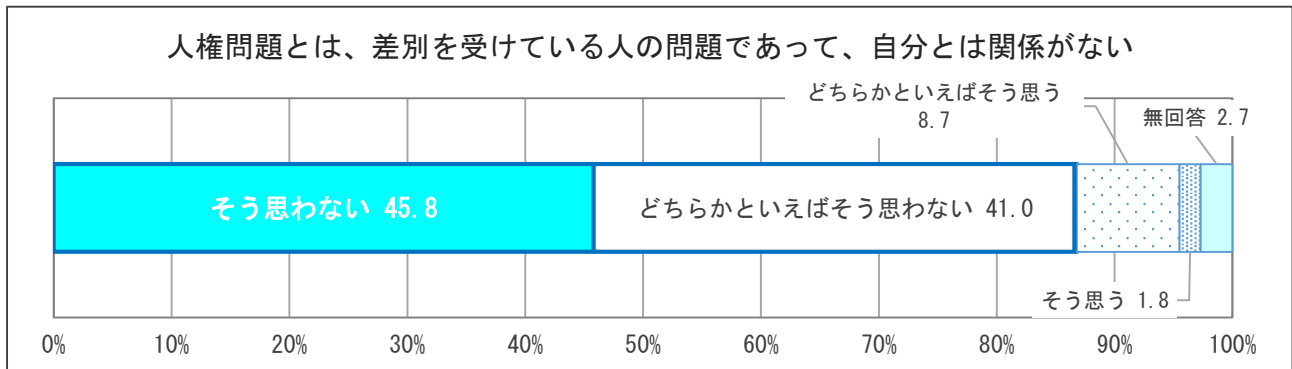
(1) 人権をめぐる今日的状況

今もなお、世界各地において、民族・国家や宗教間の対立の中、差別・偏見による紛争やテロにより、尊い命が失われる状況があります。国内においても、被差別部落(以下、部落)、子ども、女性、障害のある人、外国人、高齢者などにかかわる人権問題に加え、近年は性的マイノリティの人権にかかる問題やインターネットを悪用した人権侵害事象が表出し、人権に関する課題は多様化・複雑化の一途をたどっています。

こうした中、2011年、国連は人権教育に対する取組を強化すべきというメッセージとして「人権教育および研修に関する国連宣言」を採択しました。日本においては、平成28(2016)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権問題の解決を目指す法律が施行されました。また、本県においても、平成28(2016)年、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、平成31(2019)年、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」などが施行されています。

平成30(2018)年、奈良県が行った「人権に関する県民意識調査」によると、「人権問題とは、差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」という問いに対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した県民は86.8%に上り、多くの人が人権問題を自分に関わりのあるものとして捉えています。一方で、子どもの結婚相手が同和地区出身者や障害のある人、外国人などであった場合、「考え直すように言う」または「親としては反対だが、子どもの意思

が堅ければ仕方ない」と否定的に回答した人の割合は、いずれも60%を超えています。これらの結果を見る限り、人権問題が真の自己課題となり得ているとは言い難い状況がうかがえます。さらに、これらの結果を平成20（2008）年の調査と比べてみたとき、大きな変化が見られなかったことにも人権教育が抱える課題があります。



（人権に関する県民意識調査 平成30（2018）年 奈良県）

（2）人権教育を進める基本的な3つの視点

「人権教育の推進についての基本方針」では、「人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動」と定義し、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動全体を通して取組を進めることの重要性を示しました。

人権が日常の暮らしに根付くためには、学校、家庭、地域などの様々な場において、あらゆる人を対象に人権教育の取組を具体的に進めることが大切です。そこで、本「推進プラン」においては、人権が尊重される学校や社会をイメージして取組を進めることができるよう、その具体像を3つの視点でまとめました。

自己実現の視点

私たちは、一人一人が生まれながらに自由であり、自分らしく幸せに生きたいと願っています。そして、その願いを実現する権利を生まれながらにもっています。

同時に、すべての人は、様々な属性をもっています。国籍や生まれた地域、人種、性別、家庭の

状況、障害や疾病の有無などに関係なく、それぞれがかけがえのない一人の人間として、その存在を大切にされなければなりません。

学校、家庭、地域において、**一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているか**という視点で取組をふり返りたいものです。

共生の視点

私たちは、一人一人がちがった個性や特性をもつ存在です。にもかかわらず、社会には「みんなと同じであること」が重んじられ、それが社会秩序や絶対的な価値観となって人を縛り、「みんなと同じでない人々」や「みんなと同じでない行動」を「異質」なものとして排除する傾向があります。

今後グローバル化が進むことにより、日本社会は一層多様化すると予想されます。さらには、人権意識の高揚により、様々なマイノリティの存在に視点が当てられると考えられます。そうした状況を踏まえ、様々な属性や文化をもつ人々が共に生きることのできる社会の構築がより一層強く求められています。

ちがいを否定し排除するのではなく、ちがいを肯定的に捉え、支え合い助け合うことにより、暮らしの中に豊かさが生まれます。学校や地域において、**すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているか**という視点で取組をふり返りたいものです。

人間関係づくりの視点

私たちは、互いの生活をよりよいものにするため、集団を形成し、協力し合って暮らしています。

学校や地域においては、人と人が出会い、かかわることにより、多彩な活動が様々な展開されています。そうした活動を通して互いの尊厳を尊重し、互いを高め合う「つながり」へと発展させることが大切です。

学校、家庭、地域などが連携して多様な出会いの場を創り出し、人と人、人と集団、集団と集団の関係づくりを進める中で、**一人一人が互いを大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにできているか**という視点で取組をふり返りたいものです。

人権教育を進める基本的な 3つの視点

○ 自己実現の視点

一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているか

○ 共生の視点

すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているか

○ 人間関係づくりの視点

一人一人が互いを大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにできているか